

2 携帯電話等をめぐる問題への取組

- 文部科学省は、携帯電話やインターネットをめぐるトラブルから子供を守るためのインターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を周知するため、「ネットモラルキャラバン隊」¹²⁷による保護者などを対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催したり、「ちょっと待って！ケータイ&スマホ新聞」などを作成し、全国の小学校、中学校、高等学校に配布するとともに文部科学省ホームページで公開したりしている。
- 総務省は、平成26年7月に、ICTサービス安心・安全研究会における議論の結果として、「青少年インターネットセッション 議長レポート」¹²⁸を取りまとめた。

3 性風俗関連特殊営業の取締り等

- 警察は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に進めている。

4 酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止

(1) 取締り・処分等

- 警察は、「未成年者喫煙禁止法」と「未成年者飲酒禁止法」に基づき、指導取締りを徹底するとともに、関係業界が自主的に措置をとるよう働き掛けている。
- 検察は、「未成年者飲酒禁止法」や「未成年者喫煙禁止法」に違反する事案について、必要な捜査を行い、事案に応じた処分を行っている。

(2) 飲酒防止

- 国税庁¹²⁹は、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の遵守状況を確認し、違反のあった場合には是正指導を行っている。また、酒類業界に対して、未成年者飲酒防止に配慮して販売、広告・宣伝を行うよう要請するとともに、購入者の年齢確認ができない従来型自動販売機の撤廃といった取組を支援している。
- 「アルコール健康障害対策基本法」が平成25（2013）年12月に成立し、平成26（2014）年6月に施行された。内閣府は、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進すべく、同法に基づく基本計画の策定に向けた検討を進めている。

(3) 喫煙防止

- 財務省¹³⁰は、未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には成人識別自動販売機とすること、インターネットによるたばこ販売についてはあらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することを、たばこ小売販売業の許可の条件としている。

第6節 大人社会の在り方の見直し

1 雇用・労働の在り方の見直し

(1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に基づく取組の推進

- 内閣府は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」とその「行動指針」に基づく施策を推進している¹³¹。

127 http://www.mext.go.jp/a_menu/seisyounen/moral/1313148.htm

128 http://www.soumu.go.jp/main_content/000306092.pdf

129 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>

130 http://www.mof.go.jp/tab_salt/topics/index.html

131 <http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>

(2) 仕事と子育ての両立支援

○厚生労働省は、「育児・介護休業法」¹³²の周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している¹³³。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出の促進や、厚生労働大臣の認定制度と認定マーク（愛称：くるみん）の認定取得促進を図るなどしている。

2 虐待を行った保護者に対する対応等

○厚生労働省は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」¹³⁴により、児童相談所における保護者援助に関する取組を進めている。

3 少年院在院者の保護者等に対する指導

○法務省は、少年院において、家族関係調整のために、在院者の保護者等に対して、在院者の処遇に関する情報の提供、職員による面接の実施、教育活動への参加の促進、保護者会・講習会の積極的な開催に努めるとともに、必要に応じ、指導、助言その他の適当な措置をとっている。

4 家族や地域の大切さ等についての理解促進

○内閣府は、平成19（2007）年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めて、「生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さ」を呼び掛けている¹³⁵。

第5章 今後の施策の推進体制等

第1節 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

1 調査研究

○内閣府は、子供や若者に関する調査研究を実施し、広く国民の間で積極的に活用されるようホームページ¹³⁶などで公開している。

○法務省の法務総合研究所は、平成26（2014）年度までに、「非行少年と保護者に関する研究」を研究部報告として公表した¹³⁷。

○厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金により、子供・若者やその保護者に関する調査研究を推進している。

2 調査データ等の共有・活用のための環境整備

○総務省は、政府統計ポータルサイト「e-Stat」¹³⁸により各府省の統計関係情報を一元的に提供している。また、「統計法」に基づき、統計データの二次利用制度を適切に運用している。

132 短時間勤務制度の措置義務や所定外労働を免除する制度の新設のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の休業期間の延長（パパ・ママ育休プラス）など父親の育児休業の取得を推進するための制度の導入を内容とする改正が平成21（2009）年6月に行われた。このうち、短時間勤務制度・所定外労働の免除の制度・介護休暇については、従業員数100人以下の事業主は適用が免除されていたが、平成24（2012）年7月に全面施行された。

133 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/

134 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/01.html>

135 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>

136 <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm>

137 http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00080.html

138 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>